

# 「令和6年度物価高騰対策給付金」と「調整給付金」を 対象の方へ支給します

## 【対象】

### 1. 令和6年度物価高騰対策給付金

令和6年6月3日時点で、町に住民登録があり、以下のいずれかに該当する世帯

- ① 新たに、令和6年度住民税が非課税となる世帯
- ② 新たに、令和6年度住民税が均等割のみ課税（定額減税適用前）となる世帯

**※令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税世帯への給付金（7万円・10万円）の対象であった世帯、および課税者の扶養となっている世帯は対象外です。**

### 2. 調整給付金

令和6年1月1日時点で、町に住民登録があり、定額減税しきれないと見込まれる方

※定額減税しきれない方…定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度住民税額（所得割）を上回る方

**※1・2の対象と思われる方には、お知らせを送付しております。**

## 【給付額】

### 1. 令和6年度物価高騰対策給付金…1世帯当たり10万円

（18歳未満の子どもひとりにつき5万円を加算）

### 2. 調整給付金…定額減税しきれなかった金額を住民税と所得税それぞれで計算し、合算した金額（1万円単位で切り上げて算出）。

◆問い合わせ 町民税務課 税務係 TEL0224-37-2193（平日8:30~17:15）